

70歳以上の国民健康保険に加入されている方
後期高齢者医療保険に加入されている方へ

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

■ 高額療養費の限度額が8月から見直しとなります

8月からの変更に伴い、「現役並み所得者」のうち
現役Ⅰ、Ⅱに該当する方は限度額適用認定証の交付対
象となりましたので、必要な方は申請してください。

(区分が現役Ⅲ、一般の方は限度額適用認定証の申請
が不要です。区分の確認のため、まずはご連絡くださ
い。)

1カ月の自己負担限度額 (※1)					
平成30年7月まで			平成30年8月から		
旧区分	外来〔個人単位〕	外来+入院〔世帯単位〕	新区分	外来〔個人単位〕	外来+入院〔世帯単位〕
現役並み 所得者	57,600円	(医療費総額－ 267,000円) × 1% +80,100円 (44,400円) ※2	現役Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円+(医療費－842,000円) × 1% (140,100円) ※2	
			現役Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円+(医療費－558,000円) × 1% (93,000円) ※2	
			現役Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円+(医療費－267,000円) × 1% (44,400円) ※2	
一般	14,000円※3	57,600円 (44,400円) ※2	一般	18,000円※3	変更なし
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	変更なし	変更なし
	区分Ⅰ		15,000円		変更なし

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより、
後期高齢者医療保険に加入する方(障害認定で
加入する方は除く)は、加入した月の自己負担
限度額が1/2に調整されます。

※2 多数該当(過去12カ月に3回以上世帯単位に
おける高額療養費の支給に該当し、4回目以降
の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

※3 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が
144,000円となります。

■ 高額介護合算療養費の限度額が見直しとなります

平成30年7月まで		平成30年8月から		
旧区分	限度額	新区分	限度額	
現役並み 所得者	67万円	現役Ⅲ (課税所得 690万円以上)	212万円	
		現役Ⅱ (課税所得 380万円以上)	141万円	
		現役Ⅰ (課税所得 145万円以上)	67万円	
一般	56万円	一般	変更なし	
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	31万円	非課税Ⅱ	変更なし
	区分Ⅰ		19万円	非課税Ⅰ

自立支援医療制度をご存知ですか？

▼問合せ 介護課障がい支援係（ゆとろ内・☎ 25 - 2665）

自立支援医療制度とは、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度です。収入や所得、障がいの種別や程度に応じ

て1カ月あたりの負担の上限額が決められており、負担が大きくなるようになっていません。この制度の医療種別や内容は次のとおりです。

医療種別	対象者	主な対象障がい→治療例
精神通院医療	精神保健福祉法に規定する統合失調症・うつ病・てんかん、精神作用物質による依存症などの精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に要する方。	・精神疾患→向精神薬、精神科デイケア など
更生医療	18歳以上 の身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減できる手術等の治療により確実に効果が期待できる方。	・関節拘縮→人工関節置換術 ・白内障→水晶体摘出術 ・心臓機能障害→ペースメーカー埋込術、弁置換術
育成医療	18歳未満 の身体に障がいがある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方。	・腎臓機能障害→腎移植、人工透析 ・口蓋裂→形成術、歯科矯正 など

高齢者肺炎球菌予防接種を受けましょう

▼問合せ 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044）

日本人の死因の第3位は肺炎です。その肺炎の原因となる細菌やウイルスの中で、最も多いのが肺炎球菌です。肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌が引き起こす病気を予防したり、肺炎にかかった場合に症状を軽くする効果が期待できます。ご高齢の方は、肺炎にかかると重症化しやすいため、積極的に予防接種を受けましょう。

▼接種期間 平成31年3月31日まで

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.24）に掲載の医療機関。
- ・接種希望者は、**医療機関へ事前に予約してください。**
- ・入院または入所中などで町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にご連絡ください。
- ・接種回数は1回です。

▼対象者

これまでに1回も肺炎球菌予防接種を受けたことのない人で、次の方が今年度の対象です。誕生日前でも接種が可能です。

- ①平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に、満65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の誕生日を迎えられる方
- ②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級程度）

▼その他

5歳刻みの定期接種は平成31年3月31日で終了し、平成31年度以降はその年度に65歳となる方が対象となる予定です。

消 防 試 験

石狩北部地区消防事務組合 消防吏員採用資格試験

▼採用予定数

試験区分(初級)	採用予定数
石狩消防署(一般・救急救命士)	5名程度
当別消防署(救急救命士)	2名程度
新篠津消防署(救急救命士)	1名

▼受験資格

【一般】 学校教育法による高等学校、短期大学、高等専門学校、専修学校(修業年限2年以上の専門課程に限る)もしくはこれらに相当すると認められる学校等を卒業した方または平成31年3月までに卒業見込みの方で、平成7年4月2日以降に生まれた方。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く)もしくはこれに相当すると認められる学校等を卒業した方または平成31年3月までに卒業見込みの方は除く。

【救急救命士】 救急救命士の有資格者もしくは採用予定日までに救急救命士の資格取得見込みの方で、平成7年4月2日以降に生まれた方。

▼採用予定日

平成31年4月1日
※救急救命士の資格取得見込みの方は、平成31年5月1日。

▼1次試験日 9月16日(日)

▼試験会場 花川北コミュニティセンター(石狩市花川北3条2丁目198番地1)

▼受付期間

7月27日(金)～8月17日(金)、8時45分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合、8月17日までの消印有効)。

▼申込方法

石狩北部地区消防事務組合消防本部または各消防署(支署)に配

置する受験申込書に必要事項を記入し、提出してください(郵送可)。

▼申込先・問合せ

石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課(〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3/ ☎0133-74-5119)

募 集

非常勤保健師・管理栄養士 を募集します

▼業務内容 特定健康診査・保健指導など

▼応募資格 保健師または管理栄養士の資格を有し、普通自動車運転免許証を有する方

▼募集人数 若干名

▼勤務先 ゆとろ

▼勤務期間 9月1日～平成31年3月31日(継続有)

▼勤務時間 週29時間20分以内(週4日または5日)

▼報酬 月額180,900円

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し

▼社会保険 原則、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼募集期限 8月20日(月)

▼申込み・詳細 保健福祉課健康推進係(ゆとろ内・☎23-4044)

試 験

平成30年度北海道排水設備 工事責任技術者試験

当別町の排水設備指定業者の指定を受けるには、責任技術者の資格が必要です。既に登録している方は、受験の必要はありません。

▼日時 10月26日(金)

13時30分～15時30分

▼場所 北海道立道民活動セン

ター(かでの2・7/札幌市中央区北2条西7丁目)

▼受験料 7,000円

▼受付期間

8月23日(木)～9月3日(月) 8時45分～17時15分
※土・日曜日は除く。

▼受付先・問合せ 上下水道課業務係(☎22-2411)

※試験用問題集(2,000円)・テキスト(2,500円)が必要な方は、東京官書普及株式会社(☎03-3292-2746)へ直接お問い合わせください。

提 出

児童扶養手当の手続きを お忘れなく

【現況届の提出は8月31日まで】

児童扶養手当を受給している方は、引き続き手当を受けることができるかを判断する「現況届」を提出する必要があります。現在、手当を受給している方には、7月下旬に「現況届」を送付していますので、期限までに提出してください。所得制限により手当が支給されていない方も提出ください。

▼現況届の提出がない場合

- ・手当を継続して受給できなくなります。
- ・2年で資格を喪失し、さかのぼっての受給ができなくなります。

▼提出期限 8月31日(金)

▼提出先・問合せ 保健福祉課福祉係(ゆとろ内・☎23-3019)



啓 発

8月は「北方領土返還要求
運動強調月間」

北方領土問題の解決のためには、領土返還に向けた交渉を要望する道民世論の結集が必要です。8月の強調月間には、役場2階・総務課に署名コーナーを設置しています。

▼問合せ 総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

夜 間

町税と町営住宅使用料等の
夜間窓口を開設しています

■今月の夜間窓口 (共通)

8月9日(木)・23日(木)
19時30分まで

▼場所・問合せ 町税窓口：税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

町営住宅関係窓口：建設課管理住宅係 (☎ 23 - 3197)

納 税

8月31日は町道民税・固定
資産税 (第2期分) の納期限

納期限までに納付しないと、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合がありますので、忘れずに納付しましょう。病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、ご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

年 金

読んで得する年金・国保のお話

国 保

【保険料の免除・納付猶予期間がある方へ】

国民年金保険料の免除 (全額・一部・法定)、納付猶予 (50歳未満)、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。これらの期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納める (追納する) ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。なお、一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。追納の申し込みやご相談は年金事務所まで。

【国民年金保険料は口座振替がお得です】

国民年金保険料の納付には口座振替が利用できます。口座振替は現金納付よりも割引率が多い「6カ月前納・1年前納・2年前納」や月々50円割引となる「早割制度」がありお得です。口座振替を希望する方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参し、金融機関または役場年金窓口へお申し出ください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 8月21日(火) 10時～15時
- ・場所 商工会館 (錦町)

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

相談は予約制。
代理人が相談する
場合は委任状等が
必要です。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

「街角の年金相談センター (札幌駅前)」が移転

▼移転先 9月3日(月) から

札幌時計台ビル4階(札幌市中央区北1条西2丁目)

【国民健康保険の加入・脱退手続きは、お済みですか】

国民健康保険は市町村が運営し、職場の健康保険などに加入していない方はすべての人が加入する制度です (これを“国民皆保険”といいます)。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合には、『脱退の手続き』が必要です。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではありません。ご自身での手続きが必要です。詳細は国保窓口まで。

☆こんな場合も……

例えば退職後、国保に未加入のまま経過し、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入の届け出をしたとしても、国保の加入日は届け出をした日ではなく職場の健康保険が切れた日 (退職日の翌日) となります。この場合、未加入期間分の国保税がかかります。この場合、未加入期間分の国保税がかかります。この場合、未加入期間分の国保税がかかります。

また、既に他の健康保険に加入しているのに、脱退の届け出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場合などは、かかった医療費を返還していただくこととなりますので、加入・脱退等の手続きは忘れずになるべく早く済ませましょう。

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

▼国保健康保険税の納付についての問合せ

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)